

感染症対策をふまえた

学校生活ガイドライン

Ver.11



令和4年11月25日
蒲郡市教育委員会

はじめに

このガイドラインは、文部科学省や愛知県が学校教育活動についての衛生管理や学習指導についてとりまとめた通知等を参考にして、蒲郡市小中学校長会、蒲郡市学校保健会と協議し、作成したものです。

このたび、令和4年10月28日付けの愛知県教育委員会の『教育活動の実施等に関するガイドライン』の改訂について』の通知をふまえ、蒲郡市の「学校生活ガイドライン Ver.11」を作成しました。

各学校においては、基本的な感染予防策を継続し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、「新しい生活様式」に沿った教育活動に取り組み、子どもたちの健やかな学びを保障していくようお願いいたします。また、本ガイドラインに基づき、実施可能な教育活動を工夫して進めていただくようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行います。

蒲郡市教育委員会

【参考資料】

文部科学省

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)」
「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」
(令和2年12月10日付文部科学省通知)

愛知県

「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂について
(令和4年10月28日付4東三教学第1662号)
「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の変更について
(令和4年7月20日付4東三教学第1033号)

「『厳重警戒』での感染防止対策」に伴う県立学校の対応について
(令和4年1月14日付3東三教学第号)

刈谷市教育委員会 「新しい学校生活におけるガイドライン」(2022.11.1 Ver.3.3.3)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 「基本対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年9月8日付け事務連絡)

一般社団法人 日本レストルーム工業会 「医療機関におけるトイレ清掃マニュアル作成のための手引き」

登校前・登校時

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事** に心がける。
- 児童生徒、教職員とも、**毎朝、検温や健康状態の確認** を行う。
※**熱症状、強い倦怠感、咳、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる**場合は、登校、出勤を控える。
- 検温結果や健康状態について **検温カード等に記入** する。
- 季節を問わず、**マスクの着用は原則不要**です。
※**人との距離（めやす2m）が保てず、会話をする場合は、マスクを着用する。**
- 登校時**、教職員が、**検温、健康状態について確認** する。
- 登校したら、教職員が **検温カードを回収** し、点検をする。
- 登校したら、**教室に入る前に流水と石けんによる手洗い** 又は手指消毒を行う。

★家庭と連携した**毎日の検温と風邪症状の確認** ※【原則】朝・夕の2回の検温協力

★**十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事**に心がけるよう指導する

★**児童生徒の健康状態について、児童生徒任せにせず**に、学級担任・保健主事・養護教諭等が連携して**組織的に把握し、教職員間での情報共有**を行う

★【保健室での対応】マニュアルの整備

学校において発熱等の体調不良者が確認された場合の待機場所や対処方法について全職員で共通理解する ※インフルエンザ流行時を参考に

★**うがいは**、一般的な風邪などの予防、口腔内の乾燥防止、花粉やホコリの洗浄の観点から、**密や飛沫を避けるなどの工夫をしながら可能な範囲で行う**

文科省マニュアル(2022/4/27時点)

家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行う。

発熱等の風邪症状がみられる場合には、**安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養**させる。

※指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録

学校生活（教室環境等）

- 外から教室等に戻る時、トイレの後、給食（昼食）の前後、掃除の後等、流水と石けんで **手洗いを行う時間を確保** する。
※手洗い場に多くの人が集まらないように時間を分けて設定する。
- 換気** は、こまめに行う。
※気候上、可能な限り常時換気を行う（エアコン使用時も同様）。困難な場合でも30分に1回以上、5分程度、2方向の窓を同時に開ける。
- 手すり、ドアノブ、スイッチなど触れる機会が多い箇所は **1日1回** 程度 **家庭用洗剤を用いた拭き掃除、又は 消毒液を用いた消毒** をする。
※消毒を実施する場合は、作業中に目、鼻、口、傷口等を触らないようにすること。また、換気を十分に行うこと。児童生徒等に次亜塩素酸ナトリウムを扱わないこと。
- 清掃活動については、
 - ・十分な換気やマスク着用等の感染症対策を講じた上で実施する。
 - ・清掃後は石けんによる手洗いを十分に行う。
 - ・トイレ清掃については、教職員の指導の下、蒲郡市教育委員会によるトイレ掃除ガイドラインに基づいて行う。特に、レベル3の場合は、活動内容を慎重に検討する。※その他、清掃・消毒については本ガイドラインP15.16「資料3 清掃・消毒に関する文部科学省の見解」参照

補足資料 「感染症対策チェック項目」

活動の実施については、以下の項目に留意して行う。

- 直近1週間の地域の感染状況
- 実施する学校教育活動の意義や必要性の確認
- 児童生徒の感染症予防策の徹底（教職員の監督下での実施等）
- 児童生徒の健康状態の把握（事前の検温等）
- 事前・事後の手洗いの徹底（石けん使用による30秒間手洗い等）
- 屋内実施中の換気の徹底
- 1m（できれば2m）以上の身体的距離の確保
- 身体的距離が十分とれないときはマスクの着用
- 道具の個人専用使用または共用の道具使用時の手洗いの徹底または手袋の着用
- その他（共同作業時間15分以内の実施、大声を出さない等）

学校生活(授業等)

レベル3では、市教育委員会の指示により分散登校や時差登校も検討する。

- 偏見や差別がないように、学校生活の中で児童生徒の「心の教育」「心のケア」を行う。

※活動場所や活動場面に応じたマスクの着脱を行う中で、マスクをすること、しないことで、いじめや差別につながらないように、児童生徒等への注意指導を行う。

※体調などの理由で、マスクを着け続けることが難しい、またはマスクを外すことができない児童生徒等に対しては、それぞれの事情に応じて配慮する。

- 距離が確保でき会話をほとんど行わない場合をのぞき、原則 **マスクを着用** する。

※熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。その際、会話は控える。また、室内の場合は換気に配慮する。

※P17「資料4 マスクについて」参照

- **体育の授業においては、マスクは着用しなくてよい。**

※ただし、児童生徒の間隔を十分に確保する等、感染リスクを避けるための対策をとる。

- できるだけ個人の教材教具を使用し、共用や貸し借りは行わない。

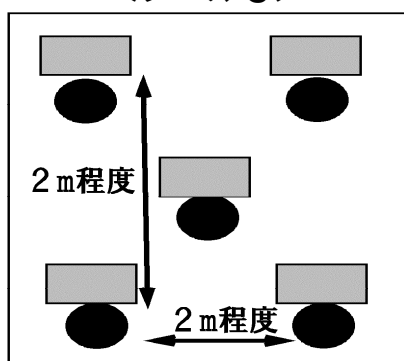
※器具や用具を共用する場合は、使用前後の適切な手洗いを行わせる。

補足資料

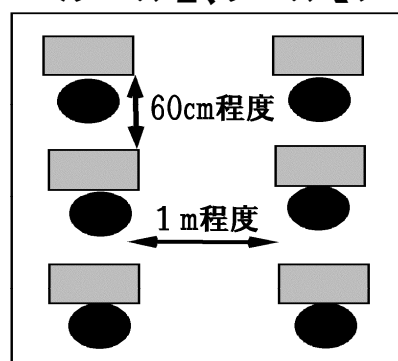
咳エチケットをしていない場合、くしゃみや咳のしぶきは、約2mの距離まで届くため、**咳エチケットを行った上で**、児童生徒同士の距離を1m程度確保するように座席を配置する。なお、座席の間隔は一律にこだわるのではなく、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、頻繁な換気を組み合わせるなど、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

【座席配置の目安】

<レベル3>



<レベル2、レベル1>



- 以下の学習活動については、地域の感染レベルに応じて実施の可否を検討する。

学習活動1 感染リスクの高い学習活動

- ①近距離で活動する実験や観察(理科)
- ②近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞(図工・美術)

学習活動2 特に感染リスクの高い学習活動

- ③長時間、近距離で対面形式となるグループ学習等の活動
- ④近距離で一斉に大きな声で話す活動(一斉音読等)
- ⑤室内で近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏(音楽)
- ⑥近距離で活動する調理実習(家庭科)
- ⑦密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動(体育)

地域の感染レベル

レベル3の場合…学習活動1及び学習活動2は行わない。

・ペアワークは必要最小限とし、行う場合は、次に留意して実施する。

- (1)ペアを組む相手は固定する。
- (2)近距離で、対面にならない形で実施し、極力短時間に留める。
- (3)マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう指導する。

・体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う。

レベル2の場合…

感染収束局面(レベル3→2)

- ・学習活動1を感染防止対策を適切に実施した上で、慎重に再開する。
- ・学習活動2の再開は、慎重に検討する。

感染拡大局面(レベル1→2)

- ・学習活動1及び学習活動2の実施は、慎重に検討する。

※各校の感染状況等(感染経路不明の陽性者数が増加傾向にある等)に応じて「レベル2(感染拡大局面)」相当の取組に変更する等の対応を検討する。

レベル1の場合…感染防止対策を行った上で、通常どおり実施する。

★感染者、濃厚接触者とその家族、治療にあたる医療従事者への心ない対応(偏見や差別感情)は許さないという姿勢で、適切な知識や正確な情報に基に指導する。

※知識・理解啓発資料「新型コロナウイルス感染予防のポイント」

→学級指導・保健指導等に活用

別添資料：中山久仁子先生 及び 蒲郡市HP **動画**

<https://www.city.gamagori.lg.jp/site/hokencenter/covid-19-yobou.html>

参考1

学校において合唱等を行う場合の感染症対策の徹底について

1. マスク^(※)は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用する。
2. 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
3. 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
4. 連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

※ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよぶ。

- ・マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
- ・フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。

歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低2 m）をとってマスクを外して行うことも考えられるが、地域の感染が拡大しているような場合には、マスクを着用しないで行う合唱活動を一時的に制限する。

ただし、屋外で、十分な距離（最低2 m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられる。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とする。

（参考）「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日付け文部科学省通知）

参考2

学校の水泳授業の取扱いについて

【確認事項等】

- ・ 密集・密接の場面を避ける工夫
- ・ 感染対策の共通理解（教職員間、児童生徒や保護者に対して）

1. 事前に児童生徒へ確認

- ・ 検温や健康観察の実施する。
（体調がすぐれない場合は、参加を見合わせる）

2. プールの管理

- ・ 遊離残留塩素濃度を管理する。

3. 更衣室等の感染対策

- ・ 更衣室利用前後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・ 児童生徒の身体的距離の確保や時間差や人数制限による更衣の工夫する。
- ・ 不要な会話や発声を控える。
- ・ 更衣室やトイレの換気を行う。
- ・ 更衣室やトイレ等、児童生徒が手を触れる箇所の消毒をする。
（適宜）

4. 授業中の感染対策

- ・ 身体的距離を確保する。
- ・ できるだけ2 m程度（最低 1 m）確保する。
※事故防止を目的としたパディシステムは、感染リスクに十分注意して運用する。
- ・ 会話や発声の制限（特に大声の禁止）をする。

（参考）「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和3年4月9日付け事務連絡
スポーツ庁政策課学校体育室及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）

学校生活（給食・昼食）

- 教職員、児童生徒ともに**食事の前後の手洗いを徹底**する。（全員）
- 会食する時以外は、**マスクを着用**する。（全員）
- 配膳室での**混雑を避ける**ための工夫を行う。
- 担任は原則、**配膳の場に立ち会い**、児童・生徒の様子を見守る。
- 給食の配食を行う児童生徒及び教職員の**健康状態**（発熱、せき、下痢、嘔吐等の有無）を把握するとともに、マスクの着用等**服装のチェック、手洗い等のチェック**を確実にを行う。
- 当番の体調が悪くなった場合は交替する。
- 消毒液**でぬらした雑巾で、**配膳台と全員の机**を拭く。
※一列毎に洗い直す。
- 必要以上の会話をせずに配膳、会食**する。
※会食は、大声での会話を控え、話す必要があることは、小声で話すようにする。
- 配膳は、**当番等決まった人**が行う。（おかわりも同じ）
- 会食中も**換気**をする。
- 座席は、**向かい合わせにならないように**配置する。

※歯磨き及びフッ化物洗口については、P.19 **資料7**を参照

学校生活(学校行事等)

- それぞれの **行事の意義や必要性** を確認しつつ、 **年間を見通して** 実施する学校行事等を精選・検討する。
- 実施に当たっては、 **開催する時期、場所や時間、開催方法** 等について十分配慮する。
- 集会等児童生徒が一堂に会して行う活動については、換気や参加者の間隔など3密を避けることができる会場において、参加者の健康状態の把握、及び活動実施中の感染症対策を施した上で、実施する。
- 感染リスクに対して、十分に対応できない場合は **中止・延期の判断** を行う。
- 地域の方などの協力を得て実施する活動については、 **事前に** 学校における **感染症対策について説明** をした上で、実施する。
- 《各学校行事における工夫の例※》※ **各校の実態に応じ適切に判断する**
 - ◆儀式的行事(始業式・終業式、新入生との対面式、転退任式など)
 - ・校内放送を活用したり、メッセージを学校だよりに掲載したりする など
 - ◆文化的行事(学習発表会、音楽会、文化祭など)
 - ・小グループ等の練習を基本とし、全員で集まる機会はリハーサルのみとする
 - ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など
 - ◆健康安全・体育的行事(健康診断、避難訓練、運動会など)
 - ・健康診断について、保健室への入退室等について小グループごとにするなど待ち時間が多くならないよう十分配慮する
 - ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする
 - ・運動会については、児童・生徒、保護者ともに感染リスクに対して、十分に対応できる策を講じる など
 - ◆遠足、旅行・集団宿泊的行事
 - ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など
 - ◆勤労生産・奉仕的行事(校内美化活動や地域清掃など)
 - ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
 - ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する
 - ・社会見学、職業体験等、外部の人との接触がある校外での活動については、感染リスクに対して、十分に対応できない場合は中止の判断を行う など
 - ◆その他の活動についても、実施方法を工夫する

学校生活(宿泊行事等)

- 目的地及び見学地は、目的地域内の感染状況や施設等の入場制限の状況、感染防止対策などの情報を収集し、判断する。
- 実施時期については目的地の感染状況を踏まえて判断する。
- 出発前、解散前の集合場所は、可能な限り開放した広い場所を確保する。集合の方法や隊形、列の間隔、移動方法や経路についても密集・密接にならないよう工夫する。
- 鉄道での移動は、マスクを着用させ、大声での会話を控えるよう指導する。
バスでの移動は、旅行業者・バス会社と綿密な事前の打ち合わせを行い、「多めの休憩」「こまめな換気」「車内でのマスク着用」などに留意する。
- 食事については、ビュッフェ形式での食事や複数での鍋料理等を避け、個別に提供される方法にする。
食事の前後の手洗い・消毒を徹底し、食器類の共用を避ける。
座席については、対面や密を避ける配置を工夫する。
- 見学場所では、見学先の感染状況を確認するとともに、混雑しない見学コースの選択やグループ別分散での見学などの工夫を行う。
体験活動では、施設内の換気や消毒等の感染症対策、対面や密にならない座席配置等の確認と活動前後の手洗い・消毒等を徹底する。
- 宿泊施設は、児童生徒間の距離を十分に確保して就寝することが可能であるかを確認して選定する。
- 出発1週間前から、体調の管理に十分に配慮するよう指導を行う。
出発当日も体温と体調のチェックを必ず行い、発熱や体調不良がある場合は行事参加を控えるよう指導を行う。

宿泊行事等実施中も朝夕の検温を実施し、体調不良者への対応を適切に行う。

マスク・ハンカチ・ティッシュを日数分必ず持参させる。

※ 使用済みマスクやティッシュを入れるビニル袋も持参させる。

□ 実施の可否について以下の状況がみられた場合は中止を検討する。

ア 行先又は愛知県に緊急事態宣言が出た場合

イ 行先又は蒲郡市の地域感染レベルがレベル3となった場合

※ 行先の自治体が独自の地域感染基準を設けている場合は、国のレベル3相当の地域感染基準になったと判断される場合とする。

ウ 校内に陽性者や濃厚接触者が発生した場合

エ その他、宿泊行事等を実施できない事態が生じた場合

※ 出発当日に体調不良の生徒、引率教職員は行事参加を辞退する。

※ 児童生徒、引率教職員が陽性者及び濃厚接触者になった場合(陰性で無症状含む)は、行事参加を辞退する。ただし、医師による参加可能の判断が出れば参加できる。

□ その他

○現地で発熱や体調不良者が出た場合の対応について、事前に現地の病院や保健所等に十分に確認を行い、対応方法を検討しておく。

○行事实施中の感染症対策、及び緊急時の対応等について事前に保護者への説明を行った上で実施する。

○万一中止になった場合の対応について、事前に業者に確認しておく。

○本ガイドライン等を踏まえた学校の計画に沿った宿泊行事等への参加について、保護者からの了解を得るために、学校作成の参加同意書への記入と提出を依頼する。

※ 参加辞退の児童生徒は自宅学習を以て出席扱いとする。

部活動

- 十分な準備運動を行うなど怪我防止には十分に留意する。また、**発熱等の風邪の症状が見られる時** は、部活動への参加を見合わせる。
- 可能な範囲で **マスクを着用** し、咳エチケットを意識し、**飛沫感染を防ぐ工夫**をする。ただし、熱中症のリスクが高まる場合や息苦しい場合は、人との距離をとり、マスクをはずす。その際、会話は控える。
- 部室の使用は、**極力短時間** とし、**交替で使用** する。
- 多数の生徒が一か所に集まる時間は、極力短時間** とし、個別に間隔を確保する。
- ハイタッチや握手等、直接、触れ合う動作** は避ける。
- 運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項を踏まえる。
- 部活動で使用する用具等は、**不必要に使い回しをしない**。
- 体育館や教室など屋内で実施する部活動は、ドアを広く開け、こまめな**換気**や**手洗い**、**消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)**等、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- 地域の感染レベルにより、活動の実施あたって以下の点に留意する。
 - レベル3 ・「生徒が密集する活動」「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」「向かい合って発声する活動」「室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動」などについては行わないようにする。
 - レベル3 ・対外的な練習試合等は自粛する。公式戦への参加は、周辺地域の感染状況に応じて慎重に検討する。
 - レベル2 ・「生徒が密集する活動」「近距離で組み合ったり接触したりする活動」「発声」「演奏」などについては、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
 - レベル2 ・対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合は、周辺地域の感染状況に配慮するとともに、活動時間や活動場所を慎重に検討するとともに、感染防止対策や熱中症予防を講じる。
 - レベル1 ・可能な限り感染症対策を行い、通常の活動を実施する。

出欠席の留意事項

- 地域の感染レベル「レベル1」～「レベル3」共通
保健所から児童生徒が新型コロナウイルス 感染者又は、濃厚接触者と特定された場合は、「出席停止・忌引き等」とする。
体調不良により、登校を控える場合は、「出席停止・忌引き等」とする。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患の場合はこの限りではない)
※体調不良とは、熱症状、強い倦怠感、咳、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合等をいう。
- 地域の感染レベル「レベル2」において
児童生徒等の同居家族等が風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合、本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。
- 地域の感染レベル「レベル3」において
児童生徒等の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校を控えるよう保護者に要請する。
また、児童生徒に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合(例：夜に発熱し、翌朝解熱)でも、念のため1日程度、登校を控え受診していただくよう要請する。
- 喘息や基礎疾患、医療的ケアが必要な児童生徒がその持病を理由に登校を控える場合は、「出席停止・忌引き等」とする。
- 新型コロナウイルスに感染することを避けるために、健康状態が良好であっても登校を控える場合の出席の取り扱いは、所属校長の判断で「出席停止・忌引き等」とすることができる。
- 一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じる等、配慮する。

文科省 学校の新しい生活様式 (R4.4.1Ver.8)

「学校において感染者等が発生した場合の対応について」

- 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人(や保護者)に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされる。
- 学校には、通常、本人(や保護者)から、感染が判明した旨の連絡がされることになる。
- 保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や学校設置者も協力する。

「感染者や濃厚接触者等の出席停止」

- 児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。
- なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、濃厚接触者として待機を求められている期間とする。
- 感染者や濃厚接触者等が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。

資料1 「各教科等の指導について」

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、地域の感染レベルに応じて柔軟に対応する。

学校設置者が判断

地域の感染レベル	対応（学習活動）
レベル3	「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」（①～⑦）は行わない。
レベル2	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">感染収束局面</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>感染対策を適切に実施した上で、「感染リスクの高い学習活動」（①②）を徐々に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」（③～⑦）の再開は、慎重に検討する。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl;">感染拡大局面</p> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」（①～⑦）の実施は、慎重に検討する。</p>
レベル1	感染対策を適切に行った上で、通常どおり学習活動を実施する。

資料2 「熱中症の予防」

- 教育活動の場所及び活動形態については、感染症予防とともに、マスクの着脱等の熱中症予防にも十分注意する。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、特にマスクの着脱については、熱中症への対応を優先させる。
- 気象庁が発表する情報や環境省が公表している暑さ指数等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
- マスクを着用していると、喉の渇きに気づきにくいいため、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整える。
- 児童生徒等が自宅から持参した冷却グッズの使用を認める、制服に拘らず体育服の着用を認めるなどの配慮をする。
- 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

「教育活動の実施等に関するガイドライン」の更新について（令和4年4月28日付3東三教学第2009号）

資料3 清掃・消毒に関する文部科学省の見解

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)から

- ・ 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難。
- ・ 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要。
- ・ 下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。
- ・ 通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。
- ・ 上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要。
- ・ 消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認する。
- ・ 使用する家庭用洗剤や消毒液について新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ない。
- ・ 衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことは考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 器具、用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

※「消毒」は、「医薬品、医薬部外品」の製品に記され、「医薬品、医薬部外品」以外の製品には「除菌」と記されていますが、「除菌」と記載された製品でも実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もある（一部の洗剤や漂白剤など）。本マニュアルでは、細菌やウイルスを無毒化することを「消毒」として記載している。

2) 消毒の方法等について

- 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する。
- それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。
- 学校薬剤師等と連携することも重要。
- 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていない。
- 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする。
- 換気を十分に行う。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。
- 必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにする。
- 症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。
- 物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。
- 消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行う。
- トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒する。

(3) 身体全体の抵抗力を高めること

身体全体の免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。また、予防接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されています。

【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」

(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>)

【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまう。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。」とされている。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1)

資料4

臨時休業の判断についての文部科学省の見解

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)から

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要です。

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要です。

また、令和2年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、長期にわたり臨時休業措置がとられたことで、学校が、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されました。さらに、当該期間において、特に社会経済的立場の弱い子供ほど学習面でより負の影響を受けた可能性が示唆されています。

一方、感染状況が厳しい状態が続く場合には、保護者や地域の方々などから、感染不安などを理由として学校の臨時休業を求める声もあります。こうした中でも、地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響、医療従事者をはじめとした幼児児童の保護者の就労への影響等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があります。

資料5

マスクについて

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)から

(参考) フェイスシールド・マウスシールドについて

フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。(フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものであり、新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要とされています。)

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合であって、透明マスクの確保等が困難な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離をとりながら行います。

(参考) マスクの素材について

マスクの素材等によってマスクの効果には違いが生まれます。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされており、不織布マスクが推奨されています。

1 トイレ清掃における新型コロナウイルス感染症配慮事項

① 新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれている。

※飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

② 新型コロナウイルス感染症は下痢がみられることがあり、糞便から検出されることがある。

2 トイレ清掃における留意事項

① 利用者の手に触れるところ（ドアのノブ、トイレットペーパーのホルダー、壁など、便座も含む）と排泄物が直接触れる「便器」とは、必ず分けて行うこと。

② あちらこちらを同時に掃除しないこと。

・壁を拭いた雑巾で便座を拭き、また壁を拭くなど、手順が混ざらないようにする。

・「清潔」から「不潔」の順番で清掃することを基本とする。

・それを踏まえた手順書を作成する。

③「ブラシ、雑巾、手袋」などの清掃道具は、「便器」と「周囲」で必ず別のものを使うこと。

・清掃用具は、清掃箇所（汚物が直接触れるところ、人の手が触れるところ等）によって区別して使用する。

・作業を分けるだけでなく、道具も別のものにする。

・道具は毎日「洗浄（消毒）・乾燥」をする。

・清掃中に明らかに汚れが付着したブラシや雑巾はすみやかに交換する。

④水洗水や温水洗浄便座からの飛び散りによる便器周囲の汚染を想定し、壁面や手すりなどの清掃を心がけること。

⑤「手袋」「マスク」を着けて掃除をすること。

・手袋は使い捨てのものを使用する。

・手袋を外す際は、手袋の表面を直接手で触らないようにする。

・手袋をしたまま、清掃区域から出ないようにする。

⑥ 手指衛生のタイミングに気をつけ徹底すること。

・手袋を外した後に、手洗いまたは手指消毒をする。

⑦ 換気を徹底すること。

⑧ 清掃道具をチェックすること。

・トイレの清掃道具（洗剤類も含む）が適正に使用されているかを確認する。

資料7 歯磨き及びフッ化物洗口について

歯磨き及びフッ化物洗口の実施の可否については、歯科医師会等の関係機関との協議結果をもとに、蒲郡市における警戒レベルに応じて判断する。

蒲郡市における警戒レベル	歯磨き フッ化物洗口	地域感染 レベル
レベル1 県内発生	実施可	レベル1
レベル2 県内発生 市内発生	・歯磨き 中止 ・フッ化物洗口は、 注意して実施	レベル2
レベル3 県内発生 市内感染期		
レベル4 県内発生 市内まん延期	中止	レベル3
レベル5 国及び県 緊急事態宣言		

歯磨き及びフッ化物洗口を実施する際の留意事項について

3密(密閉、密集、密接)を避ける

- ① 集団で洗口場に行かない
- ② 洗口場では間隔(身体的距離及び時間的間隔)をおいて吐き出す
- ③ 窓を開けて洗口場の通気をよくしておく

「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における集団フッ化物洗口の実施について」

(一般社団法人日本口腔衛生学会 2020年4月20日)

【参考】感染症流行時におけるフッ化物洗口の注意点(密を避ける・飛沫防止)

- (1) 窓を開け、部屋の喚起を十分に行い、洗口液は、担任の先生が1人ずつ机を回って配布する。
- (2) 席に座った状態で前を向いて行い、うがいした洗口液は周りに飛ばないように、コップに静かに出す。
- (3) 密にならないように先生の指示に従い、順番にコップを洗いに行く。
- (4) コップを洗いに行く時は、周りに飛び散らないように手洗い場の低い位置で行う。

<環境整備>

- ・クラスが2クラス以上ある場合は、手洗い場の密を避けるために曜日を分けて実施する。
- ・手洗い場などもクラスごとに割り当てる。
- ・水道は、手洗いと同様に一個とぼしにし、立ち位置にテープで印をつけて密にならないように並ぶ。
- ・コップを洗い終わったら、手洗い場は水でよく洗い流す。

「蒲郡市子どもの歯と口の健康づくりガイド」より

資料8

「蒲郡市警戒レベル」と「地域感染レベル」の関係について

○地域感染レベルは、どの感染レベルに相当するかの判断は、学校設置者が行うことになっています。

学校設置者が判断

地域の感染レベル	対応（学習活動）
レベル3	「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（①～⑦）は行わない。
レベル2	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">感染収束局面</p> <p style="font-size: 2em;">↓</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>感染対策を適切に実施した上で、「感染リスクの高い学習活動」（①②）を徐々に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」（③～⑦）の再開は、慎重に検討する。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl;">感染拡大局面</p> <p style="font-size: 2em;">↑</p> </div> </div> <p>「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（①～⑦）の実施は、慎重に検討する。</p>
レベル1	感染対策を適切に行った上で、通常どおり学習活動を実施する。

○蒲郡市では、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決められる「蒲郡市における警戒レベル」をもとに、地域の感染レベルの判断をしています。

地域の感染レベル	蒲郡市における警戒レベル (※2)	市立小・中学校
レベル1	レベル1 県内発生	学校における衛生管理マニュアル (学校の行動基準) レベル1
	レベル2 県内発生 市内発生	
レベル2	レベル3 県内発生 市内感染期	学校における衛生管理マニュアル (学校の行動基準) レベル2
	レベル4 県内発生 市内まん延期	
レベル3	レベル5 県及び県 緊急事態宣言	学校における衛生管理マニュアル (学校の行動基準) レベル3
	<中止> 学校健診	